

2020年7月20日
団体年金事業部

英国における年金ダッシュボードの検討状況

いわゆる「人生100年時代」が喧伝されている昨今、引退（退職）後の老後生活設計に対する情報提供の重要性が高まっています。わが国でも、個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入対象拡大を皮切りに私的年金（企業年金・個人年金）の整備・拡充が進展している中、私的年金だけでなく、公的年金、退職一時金、その他自助努力手段について自身の現状を一元的に把握し、将来見通しを踏まえた資金準備に取り組む必要性がますます高まっています。

本稿では、自身のあらゆる年金情報を一元的に把握するためのプラットフォームである年金ダッシュボード（pensions dashboard）について、英国における検討状況を解説するとともに、老後所得保障の「見える化」への示唆について論じます。

- ※1 本稿は、2020年7月17日時点の情報に基づいて執筆しています。
- ※2 本稿における見解は全て筆者個人に帰するものであり、筆者が所属する法人・団体の公式見解を示すものではありません。
- ※3 年金ダッシュボードに関する情報提供は、次回は「日本における導入の展望および留意点」について年度内に公表する予定です。

英国における年金ダッシュボードの検討状況

第一生命保険株式会社

団体年金事業部

楊河 宏康

谷内 陽一

目次

- | | |
|---|---------------------------|
| 1 | はじめに |
| 2 | 年金ダッシュボードの概要 |
| 3 | 英国における年金ダッシュボード導入の背景および目的 |
| 4 | 英国における検討経緯 |
| 5 | 年金ダッシュボード導入に向けた課題 |
| 6 | 今後の動向 |
| 7 | むすびにかえて ～ 日本への示唆 |

要旨

- 英国では、年金ダッシュボード（pensions dashboard）という自身の公的年金および私的年金を含めたあらゆる年金制度の状況を一元的に把握できるオンライン・プラットフォームの開発に官民挙げて取り組んでいる。
- 英国では、自動加入（Automatic Enrolment）および年金受給方法の自由化（Pension Freedom）という私的年金に関する2つの大きな改正が行われた結果、老後の生活設計および資金準備に関する個人の意思決定の重要性がかつてないほど高まっている。年金ダッシュボードは、年金および老後生活への意識と理解を高め、老後資金準備のための資産形成および資産運用ならびに引退後の生活設計（リタイアメント・プランニング）における個人の意思決定を支援することを目的としている。
- 英国における年金ダッシュボードの開発は、業界主導の年金ダッシュボード・プロトタイプ・プロジェクトの実施、雇用年金省による協議文書（コンサルテーション・ペーパー）の発表および回答を経て、現在は、Money and Pensions Service (MaPS) が招集した年金ダッシュボード・プログラム（Pensions Dashboards Programme: PDP）が主導している。
- 年金ダッシュボードの理念や利便性に異を唱える者は皆無だが、その実現のためには、あらゆる年金制度を網羅するカバレッジの重要性、分かり易くシンプルな情報表示および機能、統一されたデータ規格、セキュリティおよび利用者保護に配慮したシステムの構築など、多くの課題が山積している。また、誰が開発作業を主導するのか、あるいは誰がそのコストを負担するのかといった現実的な問題も立ちはだかる。
- わが国においても、公的年金、退職金、企業年金、iDeCo など引退後収入全体の「見える化」の重要性が認識されつつあり、今後本格的な政策議論が行われる可能性がある。英国とわが国とは、年金制度のしくみや状況など異なる点が多いため単純な比較はできないが、わが国にとっても参考にすべき点は多く、引き続きその動向を注視していく必要がある。

1 はじめに

いわゆる「人生 100 年時代」が喧伝されている昨今、引退（退職）後の老後生活設計に対する情報提供の重要性が高まっている。わが国では、個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入対象拡大を皮切りに私的年金（企業年金・個人年金）の整備・拡充が進展しており、老後所得保障の手段はかつてないほど多様化している。このような状況下では、私的年金だけでなく、公的年金、退職一時金、その他自助努力手段について自身の現状を一元的に把握し、将来見通しを踏まえた資金準備に取り組むことが求められる。

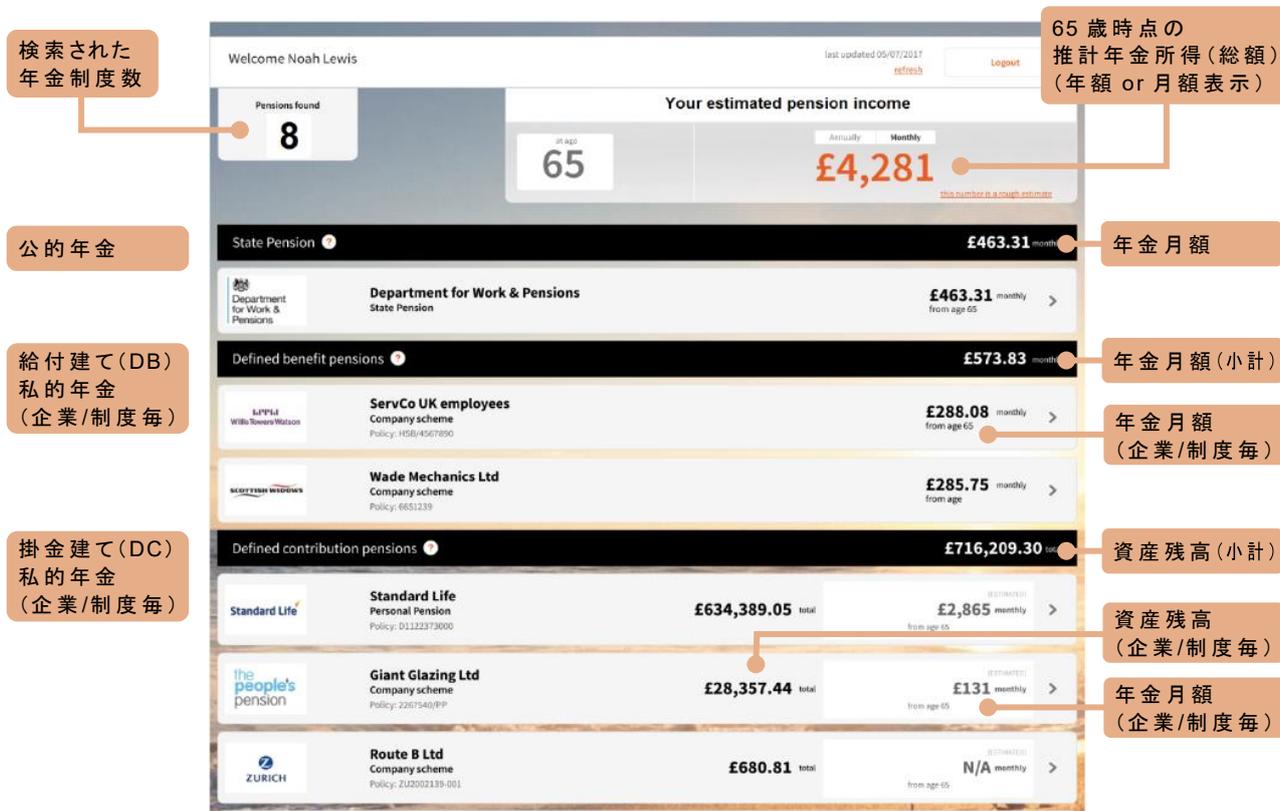
折しも英国では、自分がどのような年金に加入しているかを一元的に把握・管理するためのプラットフォームとして年金ダッシュボード（pensions dashboard）の開発に着手しており、その動向は英国内のみならず海外からも注目されている。本稿では、英国における年金ダッシュボードの開発の背景および検討経緯を概観するとともに、老後所得保障の「見える化」への示唆について論じる。

2 年金ダッシュボードの概要

そもそもダッシュボード（dashboard）とは、馬が蹴り上げる（dash）小石や泥跳ねを防ぐために馬車の御者席前方に設置した板（board）が語源とされており、現代では、自動車や航空機の操縦席の前面に配置された計器類を含めた内装部品全体を指す用語として用いられている。そこから転じて、IT の分野では、自動車の計器盤のように複数の情報をまとめて一覧表示する画面、機能またはソフトウェアを意味する。

年金ダッシュボード（pensions dashboard）とは、自身の公的年金および私的年金を含めたあらゆる年金制度の状況を一元的に把握することができるオンライン・プラットフォームである（図表 1）。

図表 1 年金ダッシュボードの画面イメージ



(出所) Pensions Dashboards Prototype Project (2017) p.16 を基に筆者簡訳

3 英国における年金ダッシュボード導入の背景および目的

そもそも、なぜ英国では年金ダッシュボードの導入について官民挙げて議論されているのだろうか。その背景を紐解くと、英国では私的年金に関する2つの大きな改正が行われた結果、老後の生活設計および資金準備に関する個人の意思決定の重要性がかつてないほど高まっていることが要因として挙げられる。

3.1 自動加入 (Automatic Enrolment) の導入

英国の職域（企業）年金では、2000年代以降、積立水準要件の厳格化、財務報告基準17号（FRS17）の導入による積立不足の即時認識の義務化、資産運用環境の悪化等を受けて、それまで職域年金の主体であった給付建て（Defined Benefit: DB）制度の廃止あるいは閉鎖¹・凍結²などの動きが相次いだ。その結果、職域年金の加入率（カバレッジ）が低下し、英国国民の引退後の老後資金準備の不十分さが懸念されるようになった。

そのため、2008年の年金法改正により、一定の要件を満たす職域年金制度等に全従業員を自動的に加入させることを義務付ける自動加入（Automatic Enrolment）が導入され、2012年10月以降段階的に施行されている³。

3.2 年金受給方法の自由化 (Pension Freedom)

英国のDC制度は、年金原資の75%以上を終身年金（annuity）あるいは定額・定率での取崩し（drawdown）で受給することが原則とされていたが、drawdownは取崩し可能額に厳しい制約が設けられており、使い勝手の悪さが指摘されていた。一時金（lump-sum）の受給は、年金原資の25%までは非課税で受け取れる一方、25%を超える部分には一律55%という高い税率が課せられていた。また、DB制度（終身給付およびインフレ連動が原則）では、加入者が希望すれば55歳以降に年金原資をDC制度に移管することが可能だが、上記と同様の制約が課せられるため、現実的な選択肢ではなかった。

2015年4月施行のPension Freedomと呼ばれる制度および税制の改正により、年金原資の25%を超える一時金受給について、他の所得と合算した総合課税（本人の所得に応じた累進税率）を行うこととなった。併せて、drawdownに係る諸般の規制が撤廃されたため、私的年金における受給方法の選択肢（終身年金、drawdown、一時金およびこれらの組合せ）は格段に弾力化・柔軟化した⁴。

3.3 制度改正が英国の私的年金に及ぼす影響

3.3.1 DBからDCへのシフト

英国における職域年金の加入率の推移をみると（図表2）、自動加入の導入により、職域年金のカバレッジは2013年以降飛躍的に改善しており、2019年には77.4%まで上昇している。しかし、その内訳を見ると、DB制度の加入率は26.8%まで減少しているのに対し、掛金建て（Defined Contribution: DC）制度の加入率は49.3%（職域DC: 27.7%、グループ個人年金およびグループ・ステークホルダー年金: 21.6%）となっており、自動加入による加入率向上はDC制度が大きく寄与していることがうかがえる。中小・零細企業における自動加入の受け皿として創設された国家雇用貯蓄信託（National Employment Savings Trust: NEST）も掛金建ての制度であり、英国の私的年金におけるDBからDCへのシフトは、自動加入の導入により急速に進展していることがわかる。DC制度への依存

¹ 新規加入者の受け入れを停止し、既加入者のみの給付を賄うこと。

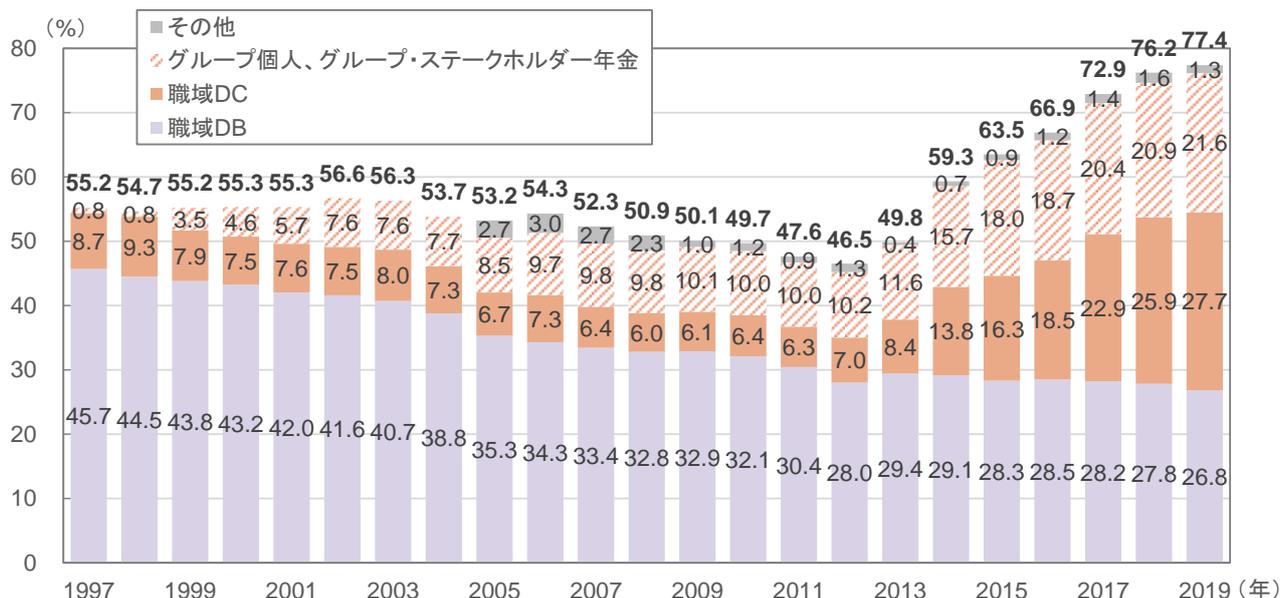
² 新規加入者だけでなく既加入者についても将来分の給付を発生させないこと。

³ 年齢、年収、従業員数規模等の要件があることや、一旦加入しても加入者の意志による脱退（opt-out）が認められていることから、全ての被用者が職域年金の加入者になるとは限らない。

⁴ この制度改正の本質はDC制度の受給方法の弾力化であり、厳密には、自由化（freedom）ではなく柔軟化（flexibility）と称するのが適切である。

度が高まることは、引退後収入の不確実性が高くなることに加えて、老後資金の形成および運用に関する個人の意思決定がより重要となることを意味する。

図表 2 英国における職域年金の加入率の推移



(注 1) 自動加入 (Automatic Enrolment) は 2012 年 10 月より施行されている。
(注 2) 「その他」は、全制度合計から「職域 DB」「職域 DC」「グループ個人・ステークホルダー年金」を控除した差分。
(注 3) 2005 年から新たな質問形式になったため、2004 年以前との単純比較はできない。
(注 4) 職域 DC には、国家雇用貯蓄信託 (NEST) を利用している従業員が含まれる。
(出所) Office for National Statistics "Employee workplace pensions in the UK: 2019 provisional and 2018 final results" を基に筆者作成

3.3.2 個人が保有する年金口座 (pension pot) の複数化

英国の私的年金は、職域年金だけでみると制度数 36,700 件⁵、加入者総数 (受給者および待期者を含む) 4,500 万人⁶、私的年金全体では制度数 40,000 件、加入者総数 5,200 万人と推定されている⁷。自動加入の進展は、雇用の流動化あるいは長寿化に伴う就労期間の長期化といった労働市場の性質の変化と相まって⁸、一個人が年金口座 (pension pot) を複数保有することを常態化させる。個人が自身のあらゆる年金口座を一元的に把握でき

図表 3 英国の職域年金 (民間部門) の概況 (2019 年 12 月末時点)

	DB	ハイブリッド (混合型)	ハイブリッド (DB+DC)	DC (信託型)	DC (職域契約型)	計
制度数 (件)	4,920	180	760	28,810	2,030	36,700
非閉鎖制度数 (件)	680	20	350	24,100	1,630	26,780
加入者総数 (千人)	6,684	963	4,788	18,171	N/A	N/A
加入者数 (千人)	631	235	1,038	9,275	5,347	16,526

(注 1) 加入者総数には、受給者および待期者を含む。
(注 2) DC (職域契約型) は、グループ個人年金、グループ自己投資型個人年金、グループ・ステークホルダー年金など。
(注 3) DC (職域契約型) の加入者数のみ、2018 年 12 月末時点の数値。
(出所) The Pension Regulator "DC trust: scheme return data 2019-2020" を基に筆者作成

⁵ The Pension Regulator "DC trust: scheme return data 2019-2020"

⁶ Office for National Statistics "Occupational Pension Schemes Survey, UK: 2018"

⁷ Department for Work and Pensions (2019a) p.11

⁸ 英国の 16 歳以上 25 歳未満の全雇用者を対象とした試算では、一生で 11 の職業を経験することになると予想されている [Johnson et al (2010) pp.102-103]。

る環境を整備することは、未請求口座の発生・放置を防ぐ観点からも重要である⁹。

3.4 年金ダッシュボードの目的および目標

英国では、前述の通り自動加入の導入に伴い老後収入における DC 制度の比重が高くなっており、老後のための資産形成・運用に関する個人の責任もますます大きなものとなっている。しかし、全ての DC 加入者が資産形成・運用に必ずしも前向きに取り組んでいるわけではない。英国では、DC 加入者のうち自身の掛金拠出額（事業主拠出を含む）を把握している者は全体の 53%に過ぎないほか、過去 12 ヶ月のうちに資産残高を閲覧・確認したことがある者は全体の 36%で、55 歳以上の者でも 52%に過ぎないとの調査結果がある¹⁰。また、年金受給方法の自由化は、私的年金加入者に対し、受給方法に関するより多くの選択肢とライフプランの変化に対する柔軟性をもたらしたが、同時に、現役期の資産形成だけでなく老後の生活設計についても複雑な意思決定が求められるようになった。

年金を含めた家計・金融について適切な意思決定を行うためには、適切な情報提供および相談・案内のための環境整備が欠かせない。さもなければ、不適切な投資や詐欺に直面する可能性が高くなり、老後生活に壊滅的な影響を与える可能性がある。前述の年金自由化の施行後、一時金受給の急増による将来の年金収入の消失や、私的年金で受け取った一時金を原資に金融商品の購入を勧誘する不適切な業者の存在等が指摘されており、その対応策が協議されている¹¹。英国では、私的年金加入者に必要な情報、ガイダンス、アドバイスの提供を改善するため、かねてより様々な措置を講じてきた¹²。年金ダッシュボードの必要性は、英国の過去 10 年に及ぶ年金改革の流れを受けて提唱されたものである。

年金ダッシュボードは、単なる年金情報のオンライン検索・閲覧サービスではない。年金ダッシュボードの真の目的は、私的年金加入者ひいては全国民に自身のあらゆる年金情報へのアクセスを容易にすることで、年金および老後生活への意識と理解を高め、老後資金準備のための資産形成および資産運用ならびに引退後の生活設計（リタイアメント・プランニング）を支援することにある。2020 年 4 月に公表された年金ダッシュボード・プログラムの進捗報告レポートでは、年金ダッシュボードが達成すべき目標が図表 4 の通り掲げられている¹³。

図表 4 年金ダッシュボードの目標

1. 人々をすべての年金と結びつける。
2. 平易な英語で情報を明確に提示する。
3. 各年金の比較可能な推定引退収入を表示する。
(定年後に生活していく上で必要になるかもしれない総収入を見ることができる)
4. 公平なガイダンスおよび／または規制されたアドバイスへの道標を人々に提供する。
5. 人々が見ている情報を理解できるようにする。
6. 人々の自信を高め、彼らがより有能であると感じられるようにする。
7. 人々が自身の年金についてより多くの情報に基づいた選択をすることができるようにする。
8. 人々の家計全体の健全化に貢献する。

(出所) Pensions Dashboards Programme (2020a) p.10 を基に筆者簡訳

⁹ 私的年金加入者は現時点で平均 2 つの未請求口座を保有しているとの指摘があるほか [Department for Work and Pensions (2018) p.13]、2050 年までに職域 DC 制度で約 5,000 万件の未請求口座が発生（うち残高が 2,000 ポンド以下の口座が 1,200 万件以上）するとの推計がある [Department for Work and Pensions (2012) p.10]。

¹⁰ Financial Conduct Authority (2018a) p.10

¹¹ Financial Conduct Authority (2018b) など

¹² 非営利組織あるいは公的機関が運営する Citizens Advice (1939 年創設)、The Pensions Advisory Service (TPAS: 1983 年創設)、Money Advice Service (MAS: 2010 年創設)、Pension Wise (2015 年創設) 等のガイダンスサービスが順次整備されており、政府が財政支援や監督を行っている。

¹³ Pensions Dashboards Programme (2020a) p.10

4 英国における検討経緯

年金ダッシュボードに類似した構想は英国でも過去に幾度か提起されたことがあるが、今般の議論は、金融行動監視機構（Financial Conduct Authority: FCA）が2014年12月に公表した引退所得市場調査（中間報告）¹⁴において年金ダッシュボードの開発を提唱したことが発端となっている。同機構は、2016年3月に公表した金融アドバイス市場レビュー（最終報告）¹⁵でも同様の提言をしており、これを受けて、英国政府は同年の予算案において業界における年金ダッシュボードの設計・開発を支援すると発表した¹⁶。

2016年9月、英国保険協会（Association of British Insurers: ABI）が主催し英国財務省（HM Treasury）が後援する、業界主導の年金ダッシュボード・プロトタイプ・プロジェクトが設置された¹⁷。同プロジェクトは、2017年4月に年金ダッシュボードのプロトタイプのデモンストレーションを公表し、同年10月には最終報告書を公表した。報告書では、年金制度および事業者が年金ダッシュボードに接続することを強制するための法整備や、年金ダッシュボードの開発および導入後の管理・ガバナンスを担うための第三者機関の必要性を指摘した¹⁸。

その後議論は一時停滞したものの、2018年12月、雇用年金省（Department for Work and Pensions: DWP）は年金ダッシュボード導入に係る実現可能性調査の結果ならびに同調査に係る質問事項を協議文書（コンサルテーション・ペーパー）として公表し¹⁹、意見募集を行った。2019年4月、雇用年金省は意見募集への回答を公表し²⁰、①あらゆる年金制度に年金ダッシュボードへのデータ提供を義務付けるための法整備を行うこと、②3～4年以内のサービス提供開始を目指すこと、③独立機関であるSFGB（Single Financial Guidance Body）がデリバリーグループ（業界、消費者団体、規制当局等の利害関係者で構成）を招集し年金ダッシュボードの開発を主導すること、を表明した。

これを受けて、2019年4月にSFGBから改称したMoney and Pensions Service (MaPS) は、年金ダッシュボードの開発・実施を主導するプロジェクト・チームである年金ダッシュボード・プログラム（Pensions Dashboards Programme: PDP）を2019年7月に招集・設置した²¹。同プログラムは2020年4月に第1回の進捗報告レポートを公表し²²、以後半年ごとに進捗報告を行うと表明している。

図表5 英国における年金ダッシュボードの検討経緯

2014年12月	金融行動監視機構(FCA)が引退所得市場調査(中間報告)で開発・導入を提言
2016年3月	金融行動監視機構が金融アドバイス市場レビュー(最終報告)で導入を再度提言 政府も予算案で導入の支援を表明
2016年9月	年金ダッシュボード・プロトタイプ・プロジェクトの設置
2017年4月	年金ダッシュボード・プロトタイプ・プロジェクトがプロトタイプを公表・実演
2018年12月	雇用年金省(DWP)が協議文書(実現可能性調査および協議事項)を公表
2019年4月	雇用年金省が協議文書への回答を公表
2019年7月	年金ダッシュボード・プログラム(PDP)の設置および議長の選任
2020年1月	年金制度改正法案(年金ダッシュボードへのデータ提供措置を盛り込む)の提出
2020年4月	年金ダッシュボード・プログラムが第1回の進捗報告レポートを公表

(出所) 各種資料を基に筆者作成。

¹⁴ Financial Conduct Authority (2014) p.10

¹⁵ Financial Conduct Authority (2016) p.10

¹⁶ HM Treasury (2016) p.36、p.101

¹⁷ <https://pensionsdashboardproject.uk/>

¹⁸ Association of British Insurers and Pensions Dashboards Prototype Project (2017) p.86

¹⁹ Department for Work and Pensions (2018)

²⁰ Department for Work and Pensions (2019b)

²¹ <https://www.pensionsdashboardsprogramme.org.uk/>

²² Pensions Dashboards Programme (2020a)

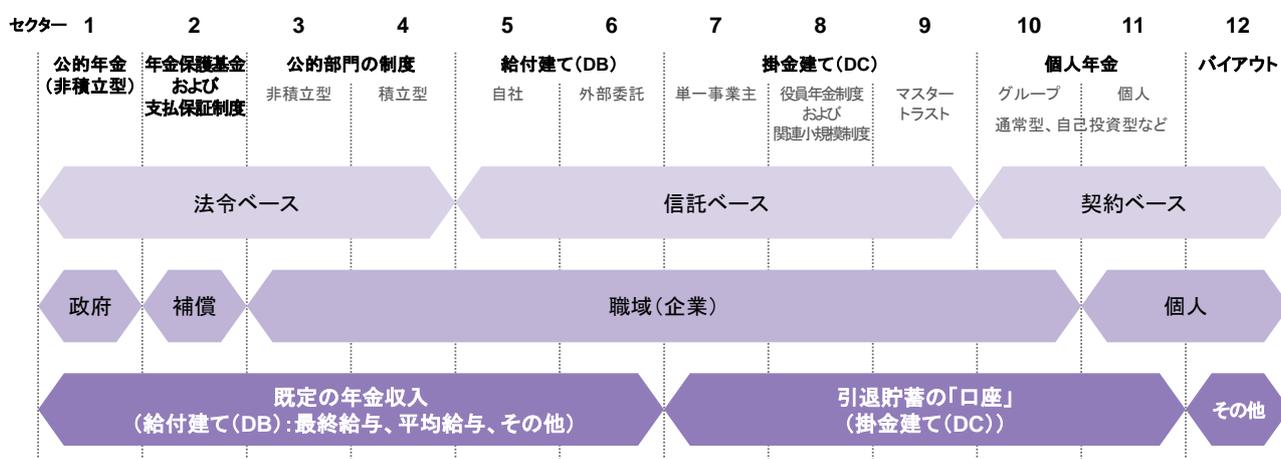
5 年金ダッシュボード導入に向けた課題

年金ダッシュボードは、万人が使用するデジタル・インターフェースであることを考慮すると、情報提供のわかりやすさ、操作の平易さ・簡便さ、システムの安全性・頑健性の高さが求められるため、その開発および導入に向けて様々な課題を乗り越える必要がある。英国における議論からは、年金ダッシュボードの開発・導入のために乗り越えるべき課題が次の通り浮き彫りになっている。

5.1 カバレッジ（適用する年金制度の範囲）

3.3.2 節で述べた通り、英国の私的年金は約 4 万件の制度と約 5,200 万人の加入者が存在し、多種多様な制度がそれぞれ異なる法的構造あるいは規制の下で運営されている。英国の年金市場は、歴史と伝統を有するぶん他国に比べて断片的かつ複雑になっている（図表 6）。そして、私的年金の 4 分の 3 以上は、関連小規模制度（Relevant Small Scheme: RSS）と呼ばれる加入者数 11 名以下の制度が占めている²³。

図表 6 英国の年金制度の構造



- ※1 年金保護基金 (PPF) は、雇用主が債務超過に陥った DB 制度の加入者に補償を行う制度。2005 年 4 月以前は政府による支払保証制度 (FAS) が実施されていた。
- ※2 公的部門は、非積立型 (賦課方式) は国民保健サービス (NHSPS)、教師 (TPS)、公務員 (PCSPS)、軍人 (AFPS) 等の中央政府の制度が、積立型は様々な地方政府 (一般的には郡レベル) の年金制度 (LGPS) がある。
- ※3 単一事業主による職域 DC には、複数の事業主で構成されているものもある。
- ※4 役員年金制度 (EPP) および関連小規模制度 (RSS) は、企業の役員・幹部社員等が主体の小規模な制度。
- ※5 マスタートラストは、資本関係の無い複数の事業主が加入する DC 制度で、自動加入の受け皿として創設された大規模な制度も含まれる。
- ※6 個人年金 (PP) には、企業が従業員の契約を取りまとめるグループ個人年金 (GPP) があるほか、制度設計等によって通常型 (standard)、自己投資型 (self-invested)、ステークホルダー年金 (stakeholder pensions) 等に分類される。
- ※7 パイアアウト (buyout) は、DB 制度の資産・負債の全部または一部を保険会社等に移転してリスク削減を図る方策。(出所) Pensions Dashboards Programme (2020a) p.7 を基に筆者簡訳

「人々をすべての年金と結びつける²⁴」あるいは「個人を失われた年金口座と再接続させる²⁵」という年金ダッシュボードの目的・目標を達成するためには、あらゆる私的年金制度が年金ダッシュボードでカバーされることが望ましい。しかし、前述の関連小規模制度の中には、デジタル形式でのデータ提供が困難な制度もあるため、全ての年金制度を年金ダッシュボードでカバーしようとする長い年月を要する可能性がある。

²³ Department for Work and Pensions (2018) p.16、同 (2019a) p.16 など

²⁴ Pensions Dashboards Programme (2020a) p.10

²⁵ Department for Work and Pensions (2019b) p.11

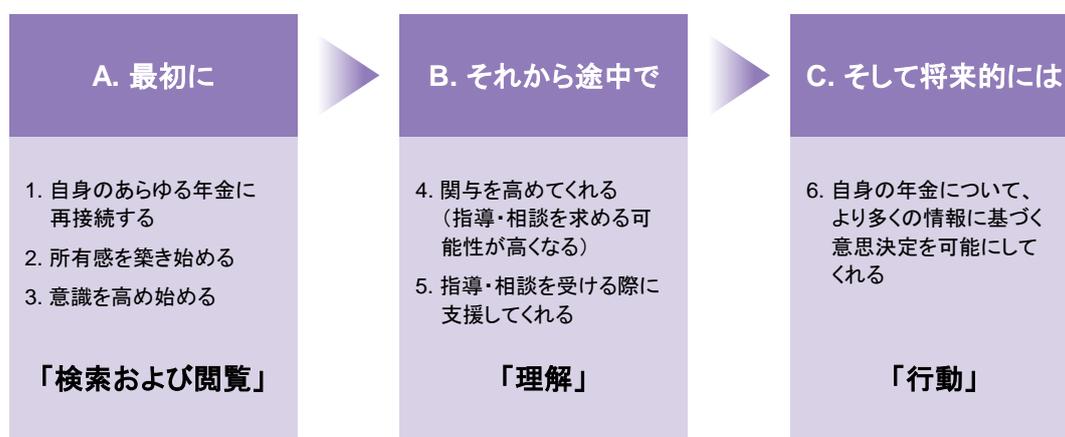
そこで英国では、限られた期間内で年金ダッシュボードのカバレッジを最大化するため、年金制度および事業者に対し年金ダッシュボードへのデータ提供を義務化するための法整備を行う予定である（6.1節を参照）。公的年金についても、年金ダッシュボードへのデータ提供を目指すこととしている。ただし、実際のデータ提供は、加入者数の多い大規模な制度（マスタートラスト²⁶等）から段階的に義務化することとしている。また、一部の小規模制度については、データ提供の義務は課さずに任意でのデータ提供を認める方向だが、その適用除外の要件については引き続き検討することとされた²⁷。

5.2 情報表示および機能

年金ダッシュボードを通じて年金に対する認識と理解を高めて意思決定をサポートするためには、利用者にとって分かり易く、かつ誤解を生じさせないシンプルかつ十分な情報提供が求められる。しかし、年金制度が抱える複雑性を考慮すると、各年金制度の比較可能な推定引退収入を算出・表示することは容易ではない。また、利用者がどのような情報を必要とするかは、時間の経過とともに変化あるいは進化していくものである。

そこで英国では、年金ダッシュボード導入に係る初期コストを最小限に抑えつつ利用者の利便性を最大化する観点から、まずは既存の年次給付金明細書等で提供されている基本的な情報から提供を開始することとしている²⁸。機能面でも、当初は統一された基本情報を表示する「検索および閲覧（find and view）」というシンプルな機能から提供を開始する²⁹。それ以上のより複雑な情報および機能については、ユーザーテストの実施によりどのような情報が有用かつ適切なのかを検証しながら、段階的に提供していくものとしている（図表7）³⁰。

図表7 年金ダッシュボードの機能



（出所）Pensions Dashboards Programme (2020a) p.10 を基に筆者簡訳

5.3 データ規格

上記5.2節にも関連するが、利用者のあらゆる年金情報を網羅的に表示するためには、統一されたデータ規格が必要だが、英国のように大規模かつ複雑な私的年金を抱える国では大きな課題となっている。

²⁶ 資本関係の無い複数の事業主が加入する、日本の「総合型DC」に類似したDC制度。金融機関をはじめ様々な団体が年金監督庁（The Pensions Regulator: TPR）の認可を受けて実施する。2019年12月末時点の制度数は38件だが、加入者総数は1,660万人と職域DC加入者の約9割を占める。

²⁷ 関連小規模制度（約3万件）を全て適用除外にしても、その対象者数は約7.7万人と私的年金加入者の約0.2%に過ぎないとの指摘がある[Department for Work and Pensions (2019a) p.16]。

²⁸ Pensions Dashboards Programme (2020a) p.19

²⁹ Pensions Dashboards Programme (2020a) p.19

³⁰ Department for Work and Pensions (2019b) pp.21-22 および 28-29

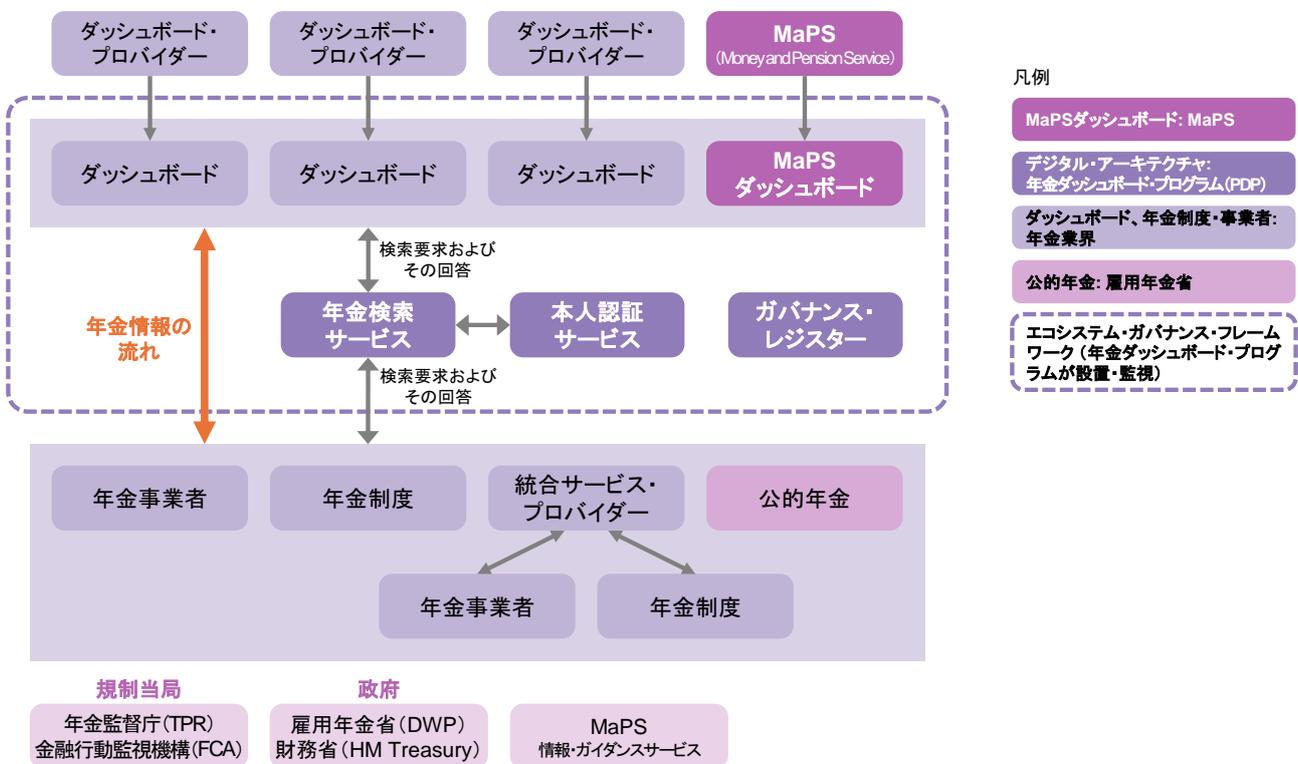
年金ダッシュボード・プログラムは、データ規格の開発を優先事項と捉えて作業を進めている。2020年4月には、進捗報告レポートの公表と同時に、データの範囲および定義に関する考えを述べた2つのワーキングペーパーを公表した³¹。同年7月6日からは、当該ワーキングペーパーに対する意見募集を開始している³²。

5.4 システムの構造

5.4.1 システムの全体像

年金ダッシュボードのシステム³³は、利用者と各年金制度のデータとを繋ぐ利便性だけでなく、セキュリティや個人情報保護にも配慮した堅牢性が求められる。システムのアーキテクチャは、①ダッシュボード（およびダッシュボード・プロバイダー）、②年金制度および事業者、③年金検索サービス、④本人認証サービス、⑤ガバナンス・レジスター、および、⑥統合サービス・プロバイダーで構成される（図表8）。

図表8 年金ダッシュボードのシステムの全体像



(出所) Pensions Dashboards Programme (2020d) p.3 を基に筆者簡訳

ダッシュボードは、個々の利用者が自身の年金情報を閲覧するためのユーザー・インターフェースである。ダッシュボードは一つだけではなく、様々な企業・団体がダッシュボード・プロバイダーとして商用あるいは非商用のダッシュボードを提供することが想定されている³⁴。これは、競争原理による技術・サービスの革新や、国民がダッシュボードに触れる機会の増加を期待してのものである。なお、使用するダッシュボードは異なってい

³¹ Pensions Dashboards Programme (2020b) および 同(2020c)

³² <https://www.pensionsdashboardsprogramme.org.uk/2020/07/06/data-standards-call-for-input/>

³³ 雇用年金省および年金ダッシュボード・プログラムはエコシステム(ecosystem)と称している。

³⁴ 年金ダッシュボード・プログラムを招集・設置している Money and Pensions Service も、ダッシュボード・プロバイダーとして非商用の MaPS ダッシュボードの開発・提供を予定している。

ても、全て同一のデジタル・アーキテクチャに接続するため、表示される年金制度の情報は同一である。

ダッシュボードの利用者は、年金検索サービス（Pension Finder Service: PFS）で自身の年金情報を検索する。ログイン時に本人認証サービス（Identity Service）で入力した情報等を使用して、年金制度に対してデータへのアクセスを要求する。データが見つかった場合は、年金制度からダッシュボードを経由して利用者に直接データが提供される。年金制度および事業者は、ダッシュボードのデジタル・アーキテクチャに接続することで利用者に対し年金情報を提供する。システムに直接接続するリソースを持たない場合は、統合サービス・プロバイダー（Integrated Service Provider: ISP）を介して接続することもできる。ガバナンス・レジスター（Governance Register）は、システム全体を規制し監視する役割を担う。

5.4.2 システム構築に係る課題 ～利用者保護・セキュリティ～

年金ダッシュボードに限らずオンライン・サービスの利用においては、情報漏洩等に対するセキュリティおよび個人情報保護が最大の課題となる。雇用年金省の2018年の協論文書でも、ダッシュボードの開発において「データの保護および利用者の保護が最も重要である」と述べられている³⁵。

システムの開発に際しては、EUのGeneral Data Protection Regulation（GDPR: 一般データ保護規則）を反映したData Protection Act 2018（2018年データ保護法）に定められた原則を遵守するものとされている。利用者の年金情報を保有・管理する責任は、これまで通り年金制度および事業者にあり、それ以外の者（年金制度に代わってシステムに接続する統合サービス・プロバイダーを除く）は、利用者の年金情報の保存および集約は一切行わないものとされている。ダッシュボード・インターフェースも同様であり、初期のダッシュボードは年金情報を保有・蓄積しないこととされており、またダッシュボード・プロバイダーは利用者の年金情報を閲覧することは出来ない。

本人認証は、英国の国立サイバー・セキュリティ・センターが制定したGood Practice Guide 45に準拠した水準の規格が求められている。また、利用者のID属性と年金情報との紐付けは国民保険番号（NINO）を識別子とすることが期待されているものの、全ての年金制度でNINOが加入者情報として記録されているわけではないため、その方法等についてはなお検討中である。

なお、システム構築に係る課題は、構築時に対応すれば済むというものではない。システムの立ち上げ後、時間の経過とともに技術の進歩やサービスの成熟化が進展すれば、上記の制約が解消される可能性がある。将来的には、例えば、ダッシュボード内にデータを保存して時系列での比較・分析を行ったり、推定引退収入のシミュレーションや資産形成のためのロボット・アドバイザーを活用したり、更には他のオンライン・サービスとの接続といった新たなサービス展開の道が開けるかもしれない。

5.5 開発主体およびガバナンス

現在、年金ダッシュボードの開発は、Money and Pensions Service（MaPS）³⁶が招集・設置した年金ダッシュボード・プログラムが主導している。この構造は、年金ダッシュボードに係るあらゆる利害関係者（年金制度・事業者、金融サービス事業者、フィンテック、消費者団体、規制当局等）が参画できる開かれた開発環境を維持しながら、プロジェ

³⁵ Department for Work and Pensions (2018) p.3。以下、本節に係る記述は、同(2018) pp.28-34に基づく。

³⁶ Money Advice Service (MAS)、The Pensions Advisory Service (TPAS)、Pension Wiseの三者によって個別に提供されていた年金・金融に関するガイダンスサービスを統合する目的で、2018年10月にSingle Financial Guidance Body (SFGGB) が設立、2019年1月より運営開始された。SFGGBは2019年4月に現在のMaPSに改称された。

クトの意思決定を円滑に行うためのガバナンスおよび説明責任の枠組みを提供することを目的とした措置である。MaPSは雇用年金省が管轄する機関であり、年金ダッシュボード・プログラムの議長を任命する権限を有する一方、雇用年金省に対し説明責任を負う。また、年金ダッシュボード・プログラムはMaPSに対し説明責任を負う。

5.6 コストの負担

年金ダッシュボードの開発および導入は多くの関係者の賛同を得ているものの、そのための開発資金および運営費用を誰が負担するべきかという難しい問題も抱えている。

英国政府は、2018年秋の予算で、2019年から2020年にかけて500万ポンドの資金提供を約束した³⁷。これは、新たな法整備、公的年金データの統合およびデリバリーグループの立ち上げ等に充てられる。年金ダッシュボードの開発・運営のための共通コスト（ダッシュボード・システムの開発・維持、MaPSによる非商用ダッシュボード・インターフェースの開発等）は、長期的には年金業界（年金制度・事業者、金融サービス事業者等）が負担すべきとの見解が大勢を占めている。そのため政府は、年金業界に対し公平性に配慮した何らかの賦課金（加入者数あるいは資産残高に比例）を課すことを検討している。

このほか、個々の年金制度・事業者は、ダッシュボード・システムへの接続コスト（統合サービス・プロバイダーを利用する場合はそのコスト）を負担する。また、ダッシュボード・プロバイダーは、当該インターフェースの開発コストおよびダッシュボード・システムへの接続コストの負担に加えて、何らかのライセンス料が課される可能性が示唆されている。年金加入者については、無料で年金ダッシュボードを使用できるようにすべきとの意見が大勢を占めている。なお、雇用年金省は、統一された基本情報の表示という基本的な機能については無償であるべきだが、それを上回る付加的なサービスへの課金にまで反対するものではないと述べている³⁸。

最後に、2019年2月に公表された「年金ダッシュボードに係る影響評価書」では、年金ダッシュボードの開発・維持に係るコストについて、導入コストが2億ポンドから5億8千万ポンド（加入者数11名以下の小規模制度を含めると2億3千5百万ポンドから12億1千万ポンド）、維持コストが10年間で4千5百万ポンドから9億ポンドと推計されている³⁹。

6 今後の動向

6.1 法整備の動向

英国政府は2020年1月、年金制度に対する年金ダッシュボードへのデータ提供義務化を盛り込んだ年金制度法案2019-21（Pension Schemes Bill [HL] 2019-21）⁴⁰を上院に提出した⁴¹。この法案には、前述のデータ提供の義務化のほか、適格なダッシュボード・サービスの基準の設定など、年金ダッシュボードのための法的枠組みを整備するものである。詳細は、二次法あるいは金融行動監視機構（FCA）の規則等で規定される。

併せて、英国政府はダッシュボード・プロバイダーを同機構の規制対象とする方針を打ち出している。これを受けて、英国財務省は2000年金融サービス市場法・2001年規制活

³⁷ HM Treasury (2018) p. 36, p. 80

³⁸ Department for Work and Pensions (2019b) p. 44

³⁹ Department for Work and Pensions (2019a) pp. 21-22。1ポンド=140円で円換算すると、導入コストが約280~812億円（小規模制度を含めると約329~1,694億円）、維持コストが約63~1,260億円（小規模制度を含めても変化は無いものと仮定）である。なお、同評価書の5ページには「維持コストは10年間で2億4千5百万ポンドから14億8千万ポンド」と記載されているが、これは小規模制度を除いた導入コストと維持コストの合計額であり、正確な記述ではない。

⁴⁰ <https://services.parliament.uk/Bills/2019-21/pensionschemes.html>

⁴¹ 同法案は2020年7月15日に上院（貴族院）を通過し、下院（庶民院）に送付された。

動令 (The Financial Services and Markets Act 2000 (Regulated Activities) Order 2001) ⁴²の改正を予定している。これにより、ダッシュボード・プロバイダーになることを希望する法人・団体は、同機構に認可申請をする必要が生じる⁴³。

6.2 英国における年金ダッシュボードの位置づけ

Money and Pensions Service (MaPS) は 2020 年 1 月、The UK Strategy for Financial Wellbeing 2020-2030 (健全な家計のための英国の戦略 2020-2030) を公表した。同戦略は、Financial Foundations (家計の基盤)、Nation of Savers (貯蓄をする国民)、Credit Counts (借入の管理)、Better Debt Advice (より良い債務相談)、Future Focus (将来の視点) の 5 つの要素から構成されている。このうち 5 番目の Future Focus において、英国国民が資産形成のための行動を起こすことを支援するための措置の一つとして、年金ダッシュボードについて言及されている⁴⁴。

すなわち、英国では年金ダッシュボードは年金政策の枠を超え、英国国民の健全な家計資産の成長を促すための施策の一つとして位置付けられおり、同戦略で定められた成果を達成するための重要な鍵を握っている様子が見えてくる。

7 むすびにかえて ～ 日本への示唆

本稿では、英国における年金ダッシュボードの開発の背景および検討経緯について解説した。年金ダッシュボードが持つ、あらゆる年金制度の状況を一元的に把握できる利便性や、利用者の年金および老後生活への意識を高めてその意思決定を支援するという理念には、正面から異を唱える者は皆無であろう。しかし、いざ実現に向けて動こうとすると、誰が地道な開発作業を主導するのか、あるいは誰がそのコストを負担するのかといった現実的な問題が立ち上がる。英国でも、当初は 2019 年までに年金ダッシュボードの提供を開始するとしていたものの⁴⁵、未だサービスの提供開始には至っていない。2020 年は新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 蔓延の影響もあり、更なる開発作業の遅延が予想されている。まさに「言うは易し、行うは難し」である。

折しも、わが国においても、公的年金、退職金、企業年金、iDeCo など引退後収入全体の「見える化」の重要性が政策議論の場でも認識されつつある。2019 年 11 月 8 日開催の第 9 回社会保障審議会企業年金・個人年金部会では、引退後収入の「見える化」の事例として、英国の年金ダッシュボードの取り組みが紹介された⁴⁶。また、同年 12 月 25 日に公表された「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」では、引退後収入の「見える化」について、趣旨および方向性については賛同する意見が多かったとしつつ、事業主に過大な負担とならないよう、標準的なフォーマットを用いて事業主をサポートすることや、制度全体の基盤・インフラとして仕組みを構築することについて今後検討していく必要があると言及されている⁴⁷。

英国とわが国とでは、年金制度のしくみや状況など異なる点が多いため単純な比較はできないが、あらゆる年金制度を網羅するカバレッジの重要性、多くの利害関係者を巻き込む開発態勢など、わが国にとっても参考にすべき点は多く、引き続きその動向を注視していく必要がある。本稿が、わが国における年金ダッシュボード導入の中長期的な検討の一助となれば幸いである。

⁴² <http://www.legislation.gov.uk/ukxi/2001/544/contents/made>

⁴³ Pensions Dashboards Programme (2020a) p. 26

⁴⁴ Money and Pensions Service (2020) p. 33

⁴⁵ HM Treasury (2016) p. 36, p. 101

⁴⁶ 社会保障審議会企業年金・個人年金部会 (2019a) p. 64

⁴⁷ 社会保障審議会企業年金・個人年金部会 (2019b) p. 19

参考文献

- 企業年金連合会 (2020), 『企業年金に関する基礎資料 令和元年度版』.
- 佐野邦明 (2018), 「国際比較からわかる日本の年金制度」, 坪野剛司監修・年金総合研究所編『年金制度の展望～改革への課題と論点』, 東洋経済新報社, pp.63-103.
- 社会保障審議会企業年金・個人年金部会 (2019a), 「制度の普及等に向けた改善について (参考資料)」, 第9回社会保障審議会企業年金・個人年金部会 (2019年11月8日開催) 参考資料1.
- 社会保障審議会企業年金・個人年金部会 (2019b), 「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」
- 社会保障審議会年金部会 (2019), 「年金広報の現状と課題」, 第8回社会保障審議会年金部会 (2019年3月13日開催) 資料3.
- 税制調査会 (2019), 「海外調査報告 (イギリス・フランス・ドイツ)」, 第25回税制調査会 (2019年9月4日開催) 資料総25-4.
- 第一生命保険株式会社 (2019a), 「英米における年金バイアウトの展開と日本における展望」, 『第一生命 年金通信』, No.2018-160, 第57号.
- 第一生命保険株式会社 (2019b), 「年金バイアウトの実施プロセス～英米の事例から」, 『第一生命 年金通信』, No.2019-71, 第18号.
- 樋口洋介 (2015), 「英国の私的年金税制と改革案」, 『生命保険経営』, 第83巻第1号, pp.108-136.
- 藤森克彦 (2018), 「イギリスの年金制度」, 『年金と経済』, 第37巻第2号, pp.178-184.
- 吉野隆之 (2020), 「英国 The Money & Pensions Service が「健全な家計のための英国の戦略 2020-2030」を公表」, 年金シニアプラン総合研究機構.
- Association of British Insurers and Pensions Dashboards Prototype Project (2017), *Pensions Dashboard Project: Reconnecting people with their pensions*, October 2017.
- Department for Work and Pensions (2012), *Government response to the consultation: Improving transfers and dealing with small pension pots*, Cm 8402.
- Department for Work and Pensions (2018), *Pensions Dashboards: Working together for the consumer*, Cm 9719.
- Department for Work and Pensions (2019a), *Pension Dashboards Impact Assessment*, IA No: DWP-001-2019.
- Department for Work and Pensions (2019b), *Pensions Dashboards: Government response to the consultation*, CP 75.
- Financial Conduct Authority (2014), *Retirement Income Market Study: interim report, Provisional findings and proposed remedies*, MS14/3.2, December 2014.
- Financial Conduct Authority (2016), *Financial Advice Market Review: Final report*, March 2016.
- Financial Conduct Authority (2018a), *Data Bulletin*, March 2018.
- Financial Conduct Authority (2018b), *Retirement Outcomes Review: Final report*, MS16/1.3, June 2018.
- HM Treasury (2016), *BUDGET 2016*, HC901, March 2016.
- HM Treasury (2018), *BUDGET 2018*, HC1629, October 2018.
- Johnson, Paul., Yeandle, David. and Boulding, Adrian. (2010), *Making automatic enrolment work*, A review for the Department for Work and Pensions, Cm 7954.
- Money and Pensions Service (2020), *The UK Strategy for Financial Wellbeing 2020-2030*.

Pensions Dashboards Programme (2020a), *Pensions Dashboards Programme Progress Update Report*, April 2020.

Pensions Dashboards Programme (2020b), *Pensions Dashboards Data Scope: Working Paper*, April 2020.

Pensions Dashboards Programme (2020c), *Pensions Dashboards Data Definitions - Working Paper*, April 2020.

Pensions Dashboards Programme (2020d), Pensions Dashboards Programme (PDP) *Digital Architecture Requirements: Request for Information (RFI) Supporting Document*, Issue Date 22 June 2020.

Pensions Dashboards Prototype Project (2017), *Report of the Project*, September 2016 to May 2017.

Prime Minister's Office (2019), *THE QUEEN'S SPEECH 2019*, 19 December 2019.

Thurley, Djuna. and Hirst, David. (2020), "Pensions dashboards", House of Commons Briefing Paper, CBP-8407.